

## 大阪市規則第20号

### 大阪市此花区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市此花区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 此花区役所に次の課を置く。</p> <p>[略]</p> <p><u>政策共創課</u></p> <p><u>地域サポート課</u></p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 此花区役所の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>政策共創課</u></p> <p>(1) 区行政に係る事項の調査及び企画に關すること</p> <p>(2) 広報及び市民の各種相談その他広聴に關すること</p> <p>(3) 事業所及び出先行政機関との連絡調整 その他区内における事務事業の総合調整に關すること</p> <p>(4) 自衛官の募集に關すること</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p><u>まちづくり推進課</u></p> <p>[同左]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[新設]</p>

地域サポート課	まちづくり推進課
[削る]	(1) 区行政に係る事項の調査及び企画に関する <u>こと</u>
[削る]	(2) 広報及び市民の各種相談その他広聴に関する <u>こと</u>
[削る]	(3) 事業所及び出先行政機関との連絡調整その他区内における事務事業の総合調整に関する <u>こと</u>
[削る]	(4) 自衛官の募集に関する <u>こと</u>
(1)～(9) [略]	(5)～(13) [同左]
(10) 区内の社会教育、生涯学習及び人権施策の推進に関する <u>こと</u> 。ただし、他の課の所管に属するものを除く。	(14) 区内の社会教育、生涯学習及び人権施策の推進に関する <u>こと</u>
[略]	[同左]
保健福祉課	保健福祉課
[(1) 略]	[(1) 同左]
(2) 区内の社会教育の推進に関する <u>こと</u> (区長が定めるものに限る。)	[新設]
別表 (第4条関係)	別表 (第4条関係)
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           安全サポート担当課長            子育て教育担当課長         </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           総合企画担当課長            危機管理担当課長            教育支援・環境担当課長         </div>
[略]	[同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則  
この規則は、令和7年4月1日から施行する。